

日本国際問題研究所は、平成30年10月15日に、東京（ホテル・オークラ）にて、「「サンフランシスコ体制」の形成：占領から講和へ」と題するシンポジウムを開催しました（出席者151名）。本シンポジウムでは、サンフランシスコ平和条約によって日本が主権を回復し、自由主義諸国の一員として国際社会に復帰した過程を、国内及び国際的な文脈から議論しました。また、この過程を通じて、東アジアにいかなる地域秩序が形成されたのか、サンフランシスコ体制が歴史認識と領土をめぐる問題についていかなる関わりを持つかについて議論を行いました。

基調講演：マイケル・シャラー（アリゾナ大学 名誉教授）

- サンフランシスコ平和条約は、日米安全保障条約と共にアジア・太平洋地域での米国の「安全保障条約網」という同心円的構造の一部。日本は、日本からパキスタンまでの米勢力圏(Great Crescent)の要であった。
- 米国は、1948年以降、日本は経済的脅威に対して脆弱であり、対中貿易を通じ、日本が共産主義寄りになることを懸念し、中国との貿易を極力制限した。そして、東南アジアとの貿易が日本の安定を確保する上で重要であり、東南アジアや日本を含む経済圏を確立する必要があると考えた。
- アイゼンハワー大統領は、貿易問題について日本の関心に同情的であり、「日本が中国に軍艦を売るようになるのと、アメリカが日本からブラウスを買うのどちらがいいのか」といって国内関係者を説得した。
- 実際には、中国は日本を経済的に脅す利益も能力もなく、東南アジアは、1950年代、日本の主要な貿易パートナーとはなり得なかった。
- このような実際の状況と乖離した固定概念が、フランスによるインドシナの喪失において、米国がベトナムに介入する契機となり、60年代以降の米国のベトナムの泥沼化への遠因となった。
- サンフランシスコ平和条約の起草過程や批准過程では米国国内の内政的要素も働いた。批准過程では、上院での議論が半年近くに及んだし、日本と中華民国間の平和条約が批准の前提条件とされた。日本における米軍基地の設置については、軍とシビリアンの間の対立もあった。



第一部 サンフランシスコ講和への道

日・欧・米で開示された一次史料に依拠した新しい研究動向を踏まえ、国内政治の動向や、連合諸国の東アジア政策・戦後秩序構想についての視点を加えながら、サンフランシスコ講和に至る過程を再評価しました。

モーデレーター:細谷雄一 (慶應義塾大学 教授)

基調報告:波多野澄雄 (国立公文書館アジア歴史資料センター長)

登壇者:坂元一哉 (大阪大学 教授)、楠綾子 (国際日本文化研究センター 准教授)

宮下雄一郎 (法政大学 教授)

コメントーター:マイケル・シャラー (アリゾナ大学 名誉教授)



波多野澄雄 (国立公文書館アジア歴史資料センター長) (基調報告)

- サンフランシスコ講和は、従来の「ヴエルサイユ型」講和に代わる新しい「冷戦型」講和であった。日米安保条約と一体化し、日本の国際社会への復帰のみならずアジア太平洋地域の国際秩序の安定をも考慮した体制となった。
- 講和体制は、戦争や植民地支配に起因する歴史問題を封じ込め、国内秩序とアジア太平洋の国際秩序の安定をもたらす基盤であった。
- サンフランシスコ平和条約11条では、日本は東京裁判の「判決を受諾」(accepts the Judgements)。国際軍事裁判の意義が講和条約で明確に位置づけられなかったことは、過去の戦争の評価や検証を回避することを可能にした。
- 1990年代前半、慰安婦問題や強制労働問題など「戦後補償問題」が、講和体制の外にあった中国や韓国から提起された。政府は講和体制の法的枠組みを維持しつつ、それを補完するため道義的な観点から新たな「歴史政策」を模索した。
- 2007年4月の最高裁判決は、サンフランシスコ平和条約14条（請求権の相互放棄）の効力は、中ソとの共同声明にも及ぶと解釈し、個人の賠償請求権を認めず（「サンフランシスコ条約枠組み論」）。



坂元一哉（大阪大学 教授）

- サンフランシスコ平和条約11条の東京裁判の「判決を受諾」につき、A級戦犯に戦争責任をとらせる条文だというような解釈をする人がいるが、あまりにひどい解釈。米英にもそういう意図はなかった。
- サンフランシスコ平和条約が「公明正大」であった理由として賠償が、「存立可能な経済を維持」するために軽減され、役務で支払うこととされたが、実際には領土45%を失い、在外資産も没収されたことを踏まえると、決して小さい額ではない。
- サンフランシスコ平和条約が「公明正大」となった理由として、横田喜三郎は、「時」の経過と米ソ冷戦を挙げる。
- しかし、横田の説明に対しては、「軍備の自由」も「人権の保障」も占領下でポツダム宣言に基づく「非軍事化」「民主化」ができたから必要なかったということ、朝鮮戦争という「熱い戦争」によって米国にとっての日本の戦略的価値は切り上がったということが指摘されるべきである。
- また、追加的な理由としては、必ずしも「公平寛大」とはいいにくい米軍駐留に関する不平等な取極めが、平和条約とは別個のもの（安保条約）になったことが指摘されるべきである。サンフランシスコ平和条約は「公明正大」ではあったが、安保条約を含めて考えると「平等の協同者」という関係がすぐにできるほど「和解と信頼」の条約ではなかった。
- 日米が形式的に「平等の協同者」となるためには、1960年の日米安保条約改定、1972年の沖縄施政権返還を待つ必要があった。



楠綾子（国際日本文化研究センター 准教授）

- 日本国では、憲法の理念を重視し、中立を堅持する等の観点から全面講和論が強かったが、吉田茂は、国民の自立心を維持する観点から早期独立を優先し、多数講和と米軍駐留を選択。これは中立/国連による安全保障が不可能であることなどを踏まえた積極的選択でもあった。
- 吉田茂の選択のもう一つの特徴は、再軍備への消極的姿勢である。これは、経済復興を優先したこと、共産主義勢力の軍事的脅威より政治的脅威としてみたこと（経済不安定状況下での勢力浸透を懸念）、周辺諸国の反発による講和への悪影響などを懸念したためである。
- 吉田茂の選択については、全面講和を追求することにより国内政治が不安定になり、「真空」が生じることを回避したという意味において積極的に評価されるべき。また、吉田茂は、朝鮮戦争の「熱戦」にも関わらず「冷戦」が長期化・神経戦化するであろうという的確な情勢判断をもって、上記のような選択をおこなったことは評価されるべき。



宮下雄一郎（法政大学 教授）

- フランスにとり、サンフランシスコ講和はフランスとアジア・太平洋地域をつなぐもの。
- ドゴールは、アジア太平洋における発言力を確保するという観点から対日戦の参加を熱望したが、実際に貢献する前に終戦を迎えた。
- フランスは、①現物賠償によるインドシナ近代化への期待、②日本を脅威として捉えたため日本を弱体化させるとの観点から、日本に対する懲罰的態度を主張し、また、再軍備禁止条項の挿入を主張したが、米国に拒否された。また、講和には共産中国を呼びたがったが、これも拒否された。
- フランスは、「第二次世界大戦の論理」と「冷戦の論理」とのジレンマに直面した。
- 一方、フランスは、サンフランシスコ平和条約において、新南群島及び西沙群島の放棄の明記、及びカンボジア・ラオスといったインドシナ諸国の参加を主張し、これを確保した。



第二部:東アジアにおける「サンフランシスコ体制」の形成

サンフランシスコ平和条約を通じた戦後の東アジア地域秩序形成について、中韓、台湾、東南アジアといった東アジア諸国の視点を加えて議論を行いました。

モデレーター:川島真（東京大学 教授）

基調対談:川島真（東京大学 教授）、細谷雄一（慶應義塾大学 教授）

登壇者:洪紹洋（国立陽明大学 准教授）、小林聰明（日本大学 准教授）

高木佑輔（政策研究大学院大学 助教授）

コメンテーター:マイケル・シャラー（アリゾナ大学 名誉教授）



（アジアの戦後史とサンフランシスコ体制）

- ・サンフランシスコ平和条約及びその後のサンフランシスコ体制の形成に関する歴史は、米英の文書を中心に主に米英の視点から研究が進められてきた。近年、日本、韓国、台湾や東南アジアなどの多くのアジア諸国、アジアに植民地を抱えていた欧州諸国などで文書が公開されている。これらの文書を加え総合的な視点からサンフランシスコ体制を描くかというのが問題意識である（川島先生、細谷先生）。
- ・冷戦というのは欧州中心的な考え方である。アジアの戦後史の特徴は、①1970年代まで続く「熱戦」、②分断国家、③ハブ・アンド・スポークスの米国を中心とした安保条約網である。大平正芳首相（当時）は、1972年10月の内外情勢調査会での講演で、サンフランシスコ体制を堅持する姿勢をとったおかげで日中国交正常化がなしえたと述べている。これは経済面では大陸中国と関係を築きつつ、安保面では米台・日米の同盟を維持するもので、ハブ・アンド・スポークスの仕組みだからこそ結果的にできたといえるかもしれない（川島先生）。
- ・中国が日中国交正常化の時にサンフランシスコ平和条約をどの程度意識していたか、また反発していたかについては実証研究が必要。中国の日米安保条約観については、時代々々に応じて変化している（川島先生）。



（歴史問題と領土問題の原点としてのサンフランシスコ体制）

- ・歴史と領土をめぐる問題は、サンフランシスコ体制及び日本と周辺国の条約などに関わっている。国際研では領土歴史センターを設置し、アジア諸国との間でトゲとして突き刺さっている領土や歴史の問題について、日本の視点から日本の資料を用いて深く掘り下げて実像を明らかにするため資料収集や研究を進めている。立ち返るべき原点の一つとしてサンフランシスコ体制の形成過程や戦後の秩序形成があり、これを振り返ろうというのが今回のシンポジウムである（川島先生、細谷先生）。
- ・日本がアジア諸国と国交正常化を行った時点では、相手方のアジア諸国の多くは権威主義体制であり、国民がプロセスに参加していなかった。その後、相手国が民主化してくれば、また戦後処理の問題が浮上してくることになった。また、第二次大戦後の戦後処理においては、戦争をめぐる問題と植民地をめぐる問題は、権威主義体制の相手との間で同じような平面で処理された。例えば、台湾では、中華民国政府が台湾住民に代わって講和を結びその中に植民地問題も含まれるという「代行脱植民地化」が行われた（川島先生）。
- ・波多野先生からご紹介のあった2007年の最高裁判決については、中国は新華社を通じて強く反発しており、サンフランシスコ体制を1972年の日中共同声明にどう適用するかという問題も、日中間では並行のままである（川島先生）。



川島真（東京大学教授）及び細谷雄一（慶應義塾大学教授）基調対談（続き）

- ・領土問題に関し、サンフランシスコ平和条約や日華平和条約は日本がいずれの領土を放棄するか明記しているが、帰属先は明記せず。これに対して、カイロ宣言では、帰属先を明記している。日本は、尖閣諸島や竹島などについて、サンフランシスコ平和条約及びその交渉過程で米国が日本に含まれると判断したことを根拠にしているが、中国等はカイロ宣言に重きをおくというずれが生じている（川島先生）。
- ・近年の歴史や領土をめぐる様々な難しい問題の原点は、冷戦と中韓など多くの国と国交がなかったという戦後の構造がもたらしたものではないか。したがって、戦後の構造がどうだったかを理解することによって、これらの難しい問題の本質が見えてくるのではないか（細谷先生）。

洪紹洋（国立陽明大学 准教授）

- ・中華民国は、戦後対日賠償の請求権を放棄したが、実際には多くの戦後処理の課題があった。戦後、台湾に資産を戦前有していた日本企業は、中華民国政府に対して資産返還の請求を行ったが、中華民国政府は消極的な対応をとった。台湾企業・人民にとっては、戦争損害保険の補償問題なども存在した。
- ・台湾は、戦後対日賠償の請求権を放棄したが、1965年6月の米国援助の中止直後、円借款を受けた。
- ・これまで、戦後の米台、日台経済関係はそれぞれ別個に研究されてきたが、米国の東アジアでの経済活動に日本企業がいかに参画しようとしたのかという視点から分析すると新しい発見がある可能性がある。



小林聰明（日本大学 准教授）

- ・韓国は戦勝国としてのサンフランシスコ条約への参加はできず関係国としての位置づけ。サンフランシスコ平和条約は、韓国にとって日韓国交正常化交渉の出発点。韓国にとって、サンフランシスコ平和条約における「請求権」の処理の問題が、14年間の日韓国交正常化交渉の課題であった。韓国は、国交正常化交渉を通じて、植民地支配の清算を試みた。
- ・請求権の問題は1965年の日韓基本条約で解決したはずであったが、慰安婦の賠償請求権に係る2011年の韓国・憲法裁判の宣告が歴史問題のある種パンドラの箱を開いた。
- ・「サンフランシスコ講和条約 + 日韓国交正常化」体制は、現在の日韓関係を形作っているが、植民地支配など過去をめぐる問題における認識の差が日韓関係を難しくさせる構造的要因となっている。この体制で成し遂げられたもの、成し遂げられなかつたものへの理解が日韓相互ですれちがっている。



高木佑輔（政策研究大学院大学 助教授）

- フィリピンは、サンフランシスコ平和条約や日比友好通商航海条約に署名すれどもなかなか批准せず。日比間の賠償協定は民主体制化の下でなされた。フィリピンにおいては歴史問題の政治化は考えにくい状況になっている。
- フィリピンの厳しい対日認識の根拠は、日本の戦前・戦中の霸権的秩序の追求（大東亜共栄圏）にあり、日本が米国を中心のハブ・アンド・スポークスの体制に組み込まれると、対日認識は友好的なものに変容していった。東京裁判におけるフィリピンの判事や検事の厳しい対日姿勢には、バターン死の行進への参加等、多分に個人的経験が背景にある。
- フィリピンには、サンフランシスコ体制は、同国のような小国を含む複数プレイヤーが作ったという自負がある。



聴衆からの質問やコメント

以上のような各登壇者の発表に対し、以下のような質問や意見が出されました。

- 米ソ冷戦の存在などサンフランシスコ体制をめぐる過去の経緯について、現在の米中関係について冷戦に近い状態に至る可能性が指摘されている中での日米同盟関係に与える教訓は何か。
- サンフランシスコ体制という言葉には定義が必要。サンフランシスコ平和条約論とアジア諸国といかに戦争を終了させたかという点は区別する必要がある。
- 条約は国の体制（権威主義か民主主義か否か）に関わらず、主権国家間での約束事として扱われる必要がある。
- 1965年に日韓間で請求権の問題は最終的かつ完全に解決したという日本政府の立場に対する見方如何。
- 領土問題を含め、サンフランシスコ体制は必ずしもアジア諸国との関係を決めるディテールを提供しているとは思えない。
- 東京裁判におけるフィリピンの判事や検事の厳しい対日認識に対する評価如何。

